

**商標権の効力 (商25条)と
 商標権の効力が及ぶ範囲
 (商26条)**

商標権者 甲 (LEC. ボールペン)

vs || ||

権原なき 乙 (LEC. ボールペン)

(ボールペンに「LEC」を表示し、販売している。)

→ 乙は、登録商標「LEC」と同一の商標を
 指定商品「ボールペン」と同一の商品に付し
 譲渡している (商25条3項1号、2号)。

よって、乙の行為は、甲の商標権の
 侵害とみなす (商25条)。

26条1項号... 自己の(肖)(氏)(名)。

(不正競争の目的で
 用いた場合には、
 適用されない (26条2項)。

↓
 有利、侵害とみなす。
 (商標権の効力が及ぶ)

著名な(雅)
 " (芸)
 " (筆)
 " (略称)

には、及ぶまい。

26条1項2号

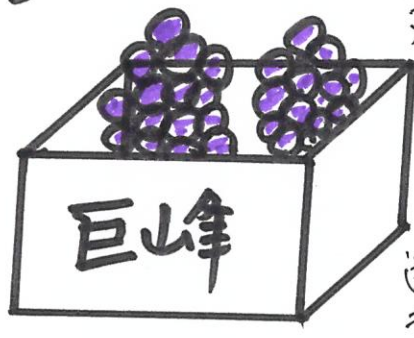
商品の普通名称、
記述的商標には、
及ばない。

大阪地判H14.12.12
「巨峰」(第2)事件

商標権者甲 (巨峰ぶどう)

vs

権原なき乙



↑
そもそも商標
登録した
のか?

商標1項号
7123号に
違ふおりに
も
おらず登録
したとのこ

考へる
(商46条
1項1号)。

しかし、登録
から5年以上
経過している
ので、登録を
無効にする
おりに

おいて
(商47条1項)。

乙の行為は、形式的には、
甲の商標権を侵害しない
(商2条3項1号、2号、25条)。

しかし、乙が段ボール箱に
表示している「巨峰」の文字は、
その段ボール箱に入っている「ぶどう」
の種類を普通に用いる
方法で表示したものにすぎない。

よって、実質的に、26条1項2号
の規定により、非侵害となる。

26条1項3号... 2号の**役務**バージョン
 商標権者甲：(日本料理屋、日本料理の提供)
 vs
 権原なき乙：(日本料理屋、日本料理の提供)
 ↓
 26条1項3号で非侵害

26条1項4号... 指定商品等について慣用として商標にして、及びその
 商標権者甲：(正宗、清酒)
 vs
 権原なき乙：(正宗、清酒)
 ↓
 26条1項4号で非侵害

26条1項5号... 商品等が当然に備える特徴のうち法令で定められたのみならず商標、^{商標法第1条}
 ・ 例1：(タイヤの独特の形状、タイヤのみならず商標)
 ・ 例2：(黒色のみならず商標、タイヤ)
 ・ 例3：(肉の焼ける音のみならず焼肉料理の提供のみならず商標)

26年1項6号... 需要者が何人かの業務
に係り商品又は役務である
ことを認識することができる
態様により使用したといふ商標

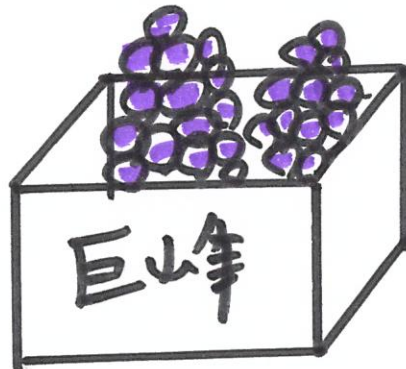
福岡地判飯塚支部 46.9.17

「巨山峰」(第1)事件

商標権者甲(巨山峰. 包装用箱)

vs

権原なき乙



乙は、「巨山峰」の文字を段ボール箱
(包装用箱)に表示していること

一見、甲の商標権を侵害している
にも思える(商標法35条、25条)。

しかし、乙は、「巨山峰」の文字を段ボール
箱の出所識別標識として使用している
のではなく、その段ボール箱の中に入っている
ぶどうの種類を表示しているにあらず。
商標的使用態様とは言えない。

よって、乙の行為は、26年1項6号
の規定により非侵害となる。

26条3項

地域団体商標権者甲

Ⓐ(夕張メロン, 夕張産のメロン)

vs

GIの登録を受けた乙

Ⓑ(夕張メロン, 夕張産のメロン)

↓

形式上には、専用権侵害(25条)
乙が: 乙に不正競争の目的が
ない限り、26条3項各号に於
て非侵害乙。